

岩手県環境影響評価条例に基づく 第2種事業の判定手続に係る ガイドライン

令和6年3月27日

岩手県環境生活部環境保全課



1-1 第2種事業に係る事業概要書の作成



事業者が実施しようとする事業が**第2種事業**である場合、事業者は、「**第2種事業の届出**」をするか、「**届出をせずに、環境影響評価手続を実施**」するかの、どちらかを選択することとなる。**「第2種事業の届出」をする場合には、第2種事業に係る判定手続が行われる。**

第2種事業の届出をする場合の手続き

1.第2種事業の届出

・事業者が第2種事業を届け出るに当たっては、岩手県環境影響評価条例及び同施行規則（以下「規則」という。）で定める**事業の種類、事業の規模、事業が実施されるべき区域（以下「事業実施区域」という。）**、**事業の概要を記載した書面を、知事に提出**する。

2.現地調査

・判定手続における審査を円滑に実施するため、**事業実施区域の状況等を把握する現地調査**を実施する。

3.意見の聴取

・知事は、事業実施区域を管轄する**市町村長に届出の写しを送付**し、届出を受けた日から30日以上の間を指定して、**環境影響評価の手続が必要であるかどうかについて意見**を求める。

4.第2種事業の判定

・知事は、**届出の日から起算して60日以内**に、市町村長の意見を勘案し、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴取して、**環境影響評価その他の手続の要不要について判定**を行い、**その結果を事業者及び市町村長に通知**する。

・知事が、**環境影響評価は不要であると判定しない限り、事業の着手はできない。**



1-2 第2種事業に係る事業概要書の作成

〔規則〕

第4条 条例第5条第1項の規定による届出は、**第2種事業概要届出書**によってしなければならない。

事業概要書の作成

・第2種事業の届出については、規則において別記様式により行うことを定めている。届出書の記載事項は次のとおりである。

①事業の種類

条例第2条第3項に規定する事業の種類を記載する。

②事業の規模

規則別表第1に掲げる「第2種事業の要件」の規模を記載する。

③事業実施区域

第2種事業の事業実施区域が含まれる市町村の名称を記載する。

なお、第2種事業が実施区域を適切な縮尺の平面図上に明らかにした図書並びに事業実施区域及びその周囲の概略に関する資料を添付する。「事業実施区域及びその周囲の概略」については、規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の存在の状況についても記載する。

④事業の概要

事業の概要は、事業特性が明らかになるよう、当該事業による環境への影響が具体的に判断できる程度に、図表等も使って、事業内容（工事関係を含む。）が的確に記載されている必要がある。

判定は、基本的に、既存文献・資料を使って行われるが、判定基準に照らした自己判定結果も添付されれば、判定の際に参考とされ得る。

なお、事業計画の概要に関する資料を添付する。



1-2 第2種事業に係る事業概要書の作成



(参考) 別記様式「第2種事業概要届出書」

様式第1号(第4条、第49条関係)

第 2 種 事 業 概 要 届 出 書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

岩手県環境影響評価条例第5条第1項(岩手県環境影響評価条例施行規則第49条第2項の規定により読み替えて適用される岩手県環境影響評価条例第5条第1項)の規定により、第2種事業の概要を次のとおり届け出ます。

記

事 業 の 種 類	
事 業 の 規 模	
事業が実施されるべき区域	
事 業 の 概 要	

注 事業が実施されるべき区域を適切な縮尺の平面図上に明らかにした図書並びに周囲の概略及び事業計画の概要に関する資料を添付すること。



1-3 第2種事業に係る事業概要書の作成



第2種事業に係る事業概要書には、事業の種類、事業の規模、事業実施区域、事業の概要を記載するとともに、**事業計画の概要及び周囲の概略に関する資料を添付**する必要があるが、このうち、**「事業計画の概要」及び「周囲の概略」に関する資料の記載項目**としては以下のようなものが考えられる。

「事業計画の概要」及び「周囲の概略」に関する資料の記載項目

1. 事業計画の概要

- ・事業の目的、事業の内容、環境保全への配慮事項

2. 周囲の概略

- ・規則第5条第2号の判定基準に係る周囲の状況
大気質、水質、学校、病院、住居、水道原水の取水地点、自然環境、動植物の生息・生育状況
- ・規則第5条第3号の判定基準に係る周囲の状況
文化財、国立/国定公園、風致地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、県立自然公園
- ・規則第5条第4項の判定基準に係る周囲の状況
自動車交通量、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤沈下



1-4-1 第2種事業に係る事業概要書の作成

第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、**過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおり**である。

項目		内容	添付資料
1.事業計画の概要		計画の熟度に応じて、可能な限り具体的に記載する。	
1-1 事業の名称			
1-2 事業者の名称、所在地			
1-3 事業の目的			
1-4 事業の内容	(1)事業の位置		<ul style="list-style-type: none"> ・3000分の1から15,000分の1の位置図 ・現況の航空写真
	(2)事業の計画	工事計画、緑化計画、景観計画、交通計画、排水計画、省エネ計画、施工計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図、平面図、立面図 ・完成イメージ図 ・車両走行ルート図 ・工事工程表 ・排水の流路図
	(3)環境保全への配慮事項	大気汚染防止、騒音・振動防止、水質汚濁防止、交通対策、廃棄物対策など	



1-4-2 第2種事業に係る事業概要書の作成

第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、**過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおり**である。

項目		内容	図表等
2.周囲の概略			
2-1 規則第5条第2号に係る周囲	(1)大気質、水質の滞留	地形、気象、大気質、水象、水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形図 ・風向出現頻度、風速、風配図、観測所の位置 ・二酸化窒素等の測定結果 ・降雨量、観測所の位置 ・河川の位置、水系（本川・支川） ・環境基準類型指定状況、環境基準
	(2)学校、病院、住居、水道原水の取水地点、その他配慮施設		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の位置図 ・病院の位置図 ・住居の分布図 ・水道原水の取水地点 ・その他配慮施設の位置図 ・土地利用図 ・用途地域図 ・利水施設、取水位置
	(3)自然環境及び動植物の生息・生育	動植物の生息・生育、植生及び生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・植生図 ・岩手県自然環境保全指針の保全区分図



1-4-3 第2種事業に係る事業概要書の作成

第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、**過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおり**である。

項目		内容	図表等
2.周囲の概略			
2-2 規則第5条第3号に係る周囲	(1)文化財（文化財保護法）	文化財の登録・指定の状況	・登録文化財の位置図 ・埋蔵文化財包蔵地の位置図
	(2)国立/国定公園（自然公園法）	国立/国定公園の指定の状況	・国立/国定公園の位置図
	(3)風致地区（都市計画法）	風致地区の指定の状況	・風致地区の位置図
	(4)自然環境保全地域（自然環境保全法）	自然環境保全地域の指定の状況	・自然環境保全地域の位置図
	(5)鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区の指定の状況	・鳥獣保護区の位置図
	(6)景観計画重点地区	景観計画重点地区の指定の状況	・景観計画の指定状況図
	(7)県立自然公園（県立自然公園条例）	県立自然公園の指定の状況	・県立自然公園の位置図
	(8)自然環境保全地域（自然環境保全条例）	自然環境保全地域の指定の状況	・自然環境保全地域の位置図
	(9)文化財（文化財保護条例）	文化財の指定の状況	・指定文化財の位置図



1-4-4 第2種事業に係る事業概要書の作成

第2種事業に係る事業概要書に添付する「**事業計画の概要**」及び「**周囲の概略**」に関する資料について、**過去の概要書で一般的に記載されている項目、内容及び添付資料は以下のとおり**である。

項目		内容	図表等
2.周囲の概略			
2-3 規則第5条第4号に係る周囲	(1)自動車交通量	交通の状況	・道路交通センサスの調査結果、調査路線図
	(2)大気の汚染	大気汚染の状況	・二酸化窒素等の測定結果
	(3)水質の汚濁	水質汚濁の状況	・水質測定結果、調査地点図
	(4)騒音	騒音の状況	・道路交通騒音測定結果、調査地点図
	(5)振動	振動の状況	
	(6)地盤沈下	地盤沈下の状況	

判定は、基本的に、**事業計画による事業特性と事業実施区域及び周囲の状況に関する文献調査結果等による地域特性**を踏まえて行われるが、**判定基準に照らした自己点検結果も添付**されれば、判定の際に参考とされ得る。



2-1 第2種事業に係る判定基準

〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

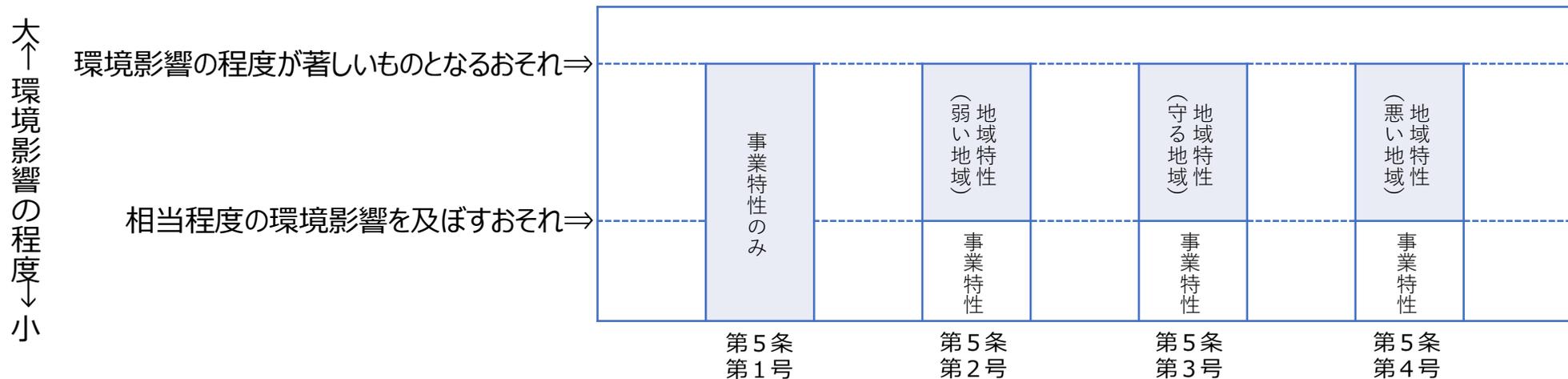
第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項（同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定による**第2種事業についての判定**は、当該第2種事業が**次に掲げる要件のいずれかに該当**するときは、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。**

判定基準

・規則に定める第2種事業の判定の基準は、**事業特性に基づく基準（第5条第1号）と地域周辺の環境の状況に基づく基準（第5条第2号、第3号、第4号）に区分**される。

・判定は、「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」か否かについて、**事業の特性のみで判定される場合（第5条第1号）**と、いわゆる「**弱い地域（第5条第2号）**」、「**守る地域（第5条第3号）**」、「**悪い地域（第5条第4号）**」として、それぞれ規則で定める**地域特性と事業特性とを合わせて勘案し判定される場合**がある。これらのいずれか**1つでも該当する場合**には、**環境影響評価の手続の実施が必要**と判断される。

・この段階では、地域特性による判定基準は、**入手可能な知見により判定**することとし、**公的な文献等の情報により把握できる範囲の情報に基づき判定**することが想定されている。





2-2 第2種事業に係る判定基準（事業特性による基準）



〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

一 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

1 規則第5条第1号の知事が定めるもの

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

事業特性による基準

- ・事業そのものに係る「事業特性」についての判定の基準の要件である。
- ・事業特性による技術、工法、その他の事業の内容に関する事項において、いずれかの環境要素に対する影響が一般的な事業より大きいため、周辺の環境の状況に関係なく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には、環境影響評価が必要と判定される。
- ・例えば、当該事業において用いられる技術、工法等の事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でないものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合が該当する。具体的には、ごみ処理施設（一般廃棄物焼却施設）において従来から使用実績がない新たな焼却技術を用いる場合であって、それらの新技術の導入による環境影響評価の事例がなく、環境影響の程度が容易に判断できない場合等があげられる。
- ・また、当該事業を実施した事例がなく、事業実施による環境影響の程度が未知の地域において事業を行おうとする場合等も該当する。



2-3-1 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）



〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

ニ 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

2 規則第5条第2号の知事が定めるもの

(1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

(2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

(3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

地域特性による基準：弱い地域

・個々の事業による環境影響の程度は、「事業特性」に加えて、立地する地域の自然的社会的状況によって大きく異なることから、第5条第2号、第3号及び第4号において、このような「地域特性」に関する判定の基準の要件を設けている。

・第2号は、「環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるもの」が存在する場合であり、事業特性から、当該環境要素について「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」か否かをもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。



2-3-2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）



地域特性による基準：弱い地域

(1)について

・汚染物質が滞留しやすい地域が存在する場合に、事業特性から、それらについて「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」と認められるかどうかを判断する。

・「汚染物質が滞留しやすい地域」とは、汚染が長期にわたることにより、少量であっても著しい環境影響を及ぼすおそれがある地域である。具体例としては、盆地等の地形条件やヒートアイランド現象等の気象条件により大気汚染物質が滞留しやすい土地、あるいは閉鎖性の高い水域として、湖沼等の止水域、海域や河川のうち内海や入り江、ワンド等があげられる。

(2)について

・人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域が存在する場合に、事業特性から、それらについて「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」と認められるかどうかを判断する。

・「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校である。具体的には、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、視覚支援学校、聴覚支援学校、特別支援学校、幼稚園である。

・「病院」とは、医療法第1条の5第1項に定める病院である。

・「住居が集合している地域」とは、現に住居が集合している地域を想定しているが、その他都市計画法に基づき住居系用途地域が定められている地域や住宅団地等の事業予定地域などの将来住居が連単することが想定されている地域を含む。

・「水道原水の取水地点」とは、水道利用を目的として公共用水域からの取水が行われる地点をいう。

・「その他」とは、多数の人々に対する健康面、あるいは景観等を含めた生活環境に対する影響が特に懸念される場合について示しており、具体例としては、保育所等の児童福祉施設、老人福祉施設、図書館などがあげられる。

・これらが事業実施区域やその周辺に明らかに存在しない場合、若しくはこれらに対する影響がないことが明らかである場合以外は、この判定の基準の要件に該当する。



2-3-3 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：弱い地域）



地域特性による基準：弱い地域

(3)について

・人の活動による影響をほとんど受けていない自然環境が存在する場合に、事業特性から、それらについて「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」と認められるかどうかを判断する。

・人の活動の影響が小さいすぐれた自然環境や野生生物の重要な生息・生育地は、事業による影響を極力与えないことが望まれる。

・該当する地域としては、環境省の自然環境保全基礎調査や岩手県自然環境保全指針等で明らかにされている、植生自然度10～7の植生、特定植物群落、湿原、原生流域、人工改変を受けていない河岸、自然海岸、藻場、干潟、学術上若しくは希少性の観点から重要な動植物の生息・生育地、渡り鳥の集団飛来地、重要な地形・地質、景観資源の分布等があげられる。

(4)について

・上記の3つの観点に該当しない場合であっても、例えば、地形的な特性から、事業の内容（高層の建築物や工作物を含む場合等）によっては景観への影響が広範囲に及ぶおそれがある場合、また、今後の調査により、すぐれた自然環境や野生生物の重要な生息・生育地として認めるべき地域や対象が存在することが考えられる場合等があげられる。

・具体的には、山間部の谷間で、事業実施区域そのものを望むことはできないが、主要な眺望点から眺望景観を損なうような設置予定の高い煙突等が周辺から可視される可能性がある場合、あるいは、事業実施区域及びその周辺の休耕田等において、文献等への報告はなされていないが、レッドデータブック掲載種等の絶滅のおそれのある植物が生育している可能性がある場合等があげられる。

なお、上記に例示した地域又は対象については、知見の充実に伴い今後増加することがある。



2-4-1 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：守る地域）



〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

三 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

3 規則第5条第3号の知事が定めるもの

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

(4) 自然環境保全法（昭和47年法律第58号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区の区域

(6) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域

(7) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域

(8) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

(9) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第7条第1項の規定に基づき指定された景観形成重点地域

(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの



2-4-2 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：守る地域）



地域特性による基準：守る地域

- ・第3号は、**環境の保全に関する法令等により特定の環境要素を守る地域**として指定されている地域（守る地域）が存在する場合であり、**事業特性から**、当該環境要素について「**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**」か否かをもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。
- ・環境の保全又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対しては、保全対象となる環境への影響を極力避けるか小さくするための十分な配慮が必要である。このため、事業の実施に関して何らかの環境配慮を行う必要がある指定地域又は対象を判定の基準の要件として定めている。
- ・**法令等**には**法令、条約、条例、要綱等**が含まれ、**特定の地域や対象の保全に関して何らかの公的な根拠規定に基づき定められている保全のための特定の地域や対象が該当**する。
- ・「(1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの」（例：森林法に基づく魚付き保安林等の区域。都市緑地保全法に基づく緑地保全地区。防災関係法令等に基づく地すべり防止区域・急傾斜地崩落危険区域・砂防指定地等。国又は県指定の史跡。市町村指定の史跡・名勝・天然記念物。外）を含め、**個々の法令等に基づく指定地域等の把握は、最新の公表資料等の入手や、県の担当課若しくは市町村に確認**することにより行う。



2-5 第2種事業に係る判定基準（地域特性による基準：悪い地域）



〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

四 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

4 規則第5条第4号の知事が定めるもの

(1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、水質汚濁（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域

(3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域

(4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

地域特性による基準：悪い地域

・第4号は、環境関係法等に基づく基準を超えている等、特定の環境要素が既に悪化している地域（悪い地域）が存在する場合であり、事業特性から、当該環境要素について「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」か否かをもって、環境影響評価の必要性を判定することとなる。

・環境が既に悪化している、又は著しく悪化するおそれのある地域に対し、事業の実施によりさらに負荷を加えることは、より一層の環境の悪化をもたらすものであり、十分な環境への配慮が必要である。

・「(1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域」（例：悪臭により環境が既に悪化している地域。自動車による沿道の騒音レベルが(2)の限度を現時点では超えていないが、周辺で大型開発が行われているため早晚超えるおそれがあると認められる地域 外）を含め、地域の状況の把握は、最新の公表資料等の入手や、県の担当課若しくは市町村に確認することにより行う。



2-6-1 第2種事業に係る判定基準（事業の一体性による判断基準）

〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

五 当該事業が、**他の密接に関連する同種の事業と一体的**に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が**総体として、第1種事業に相当する規模**として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

〔第2種事業の判定の基準の要件〕

5 規則第5条第5号の知事が定めるもの

(1) **規則別表第1第1種事業の要件**の欄に掲げる規模

(2) **一般国道の新設又は改築**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さ又は新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の**長さの合計が10キロメートル以上**

(3) **普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の**長さの合計が10キロメートル以上**

(4) **新設軌道の建設又は線路の改良**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の**長さの合計が10キロメートル以上**

(5) **火力発電所の設置又は変更の工事**の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の**出力の合計が15万キロワット以上**

(6) **一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場**の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の**面積の合計が30ヘクタール以上**

(7) **新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業**にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の**面積の合計が100ヘクタール以上**



2-6-2 第2種事業に係る判定基準（事業の一体性による判断基準）



事業の一体性による判断基準

- ・ここでは、「**同種**」の事業が**総体としてみると著しい環境影響を及ぼすおそれのある場合を想定**し、判定の基準の要件の1つとして示している。
- ・規則第5条第5号中の「**同種の事業と一体的に**」とは、道路の新設（改築）事業や流通業務団地の造成事業といった**対象事業の種類ごとに、全体計画としては大規模であるが事業が何らかの理由により数期に区分して行われる場合又は同じ種類の事業が同時期に一体的な計画のもとに行われる場合**を指している。なお、事業者が異なることは「一体的」ではない理由にならないことに注意が必要である。
- ・一体的に行われる同種の事業の規模の合計が、規則第5条第5号の知事が定めるものの(1)から(7)のいずれかに該当するとき、又、一体的に行われる同種の事業が、地域特性に係る規則第5条第2号から同4号のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとみなされる。
- ・なお、例えば、一体的に行われる「**鉄道の施設（事業種：鉄道）**」と「**駅前開発（事業種：土地区画整理事業）**」のような事例のように異種の事業である場合などは該当しないこととなる。



2-7 第2種事業に係る判定基準（事業実施区域の周囲）



〔規則〕

（第2種事業の判定の基準）

第5条

ニ 当該**事業が実施されるべき区域又はその周囲**に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

三 当該**事業が実施されるべき区域又はその周囲**に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

四 当該**事業が実施されるべき区域又はその周囲**に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

事業実施区域の範囲

・**「事業が実施されるべき区域の周囲」**は、条例第5条第1項（「第2種事業が実施されるべき区域」）と同義であり、「その周囲」とは、当該**第2種事業の実施に伴う著しい環境影響が及ぶおそれのある範囲**である。この範囲については、個々の**事業特性、地域特性により異なる**ことから、**原則として事案ごとに判断**されることとなる。

・届出に当たっては、当該第2種事業の**事業特性や地域特性**を踏まえ、**各環境要素に係る項目ごとに「著しい環境影響が及ぶおそれのある範囲」**を検討し、**適切に設定**する必要がある。また、その**設定の考え方や根拠を具体的に記載**することが望ましい。



3 第2種事業に係る簡易な予測手法



第2種事業の判定は、規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否か**をもって、環境影響評価の手続きの必要性を判定する。

第2種事業は、届出前の詳細な調査等は義務付けられていないが、事業者が入手可能な地域の自然的社会的状況に関する知見をもとに、客観的な判定が可能となるよう、**判定基準に照らした自己点検**において、**簡易な予測手法**により、**可能な限り環境影響の程度を定量的に把握し、その結果を記載することが望ましい**。

過去の審査会で助言があり、他の事業の概要書で記載されている予測項目等の例としては、以下のようなものがある。

環境要素	具体的な手法
道路交通騒音 （既存文献調査で現況交通量が把握されている場合）	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音が及ぼす影響の程度を予測する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測は、ASJ RTN-Model 2023に準拠し、現況交通量を把握している地点において、騒音レベルの変化を予測する。 <p>【予測条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音源の高さ及び間隔、現況交通量及び将来交通量、走行速度、道路条件その他の予測条件を記載する。
建設作業騒音	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設作業騒音が、事業実施区域に近接する住居等に及ぼす影響の程度を予測する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音源の設定は、ASJ CN-Model 2007において整理されている各ユニットのうち、工事で採用する工種に準ずるユニットを選定する。 ・予測は、ユニット（騒音源）から、事業実施区域に近接する住居等までの音の減衰の程度を予測する。 <p>【予測条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定したユニット（騒音源）、予測対象の住居等までの直線距離その他の予測条件を記載する。



3 第2種事業に係る簡易な予測手法



第2種事業の判定は、規則第5条第2号から第4号に掲げる対象又は地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるか否か**をもって、環境影響評価の手続きの必要性を判定する。

第2種事業は、届出前の詳細な調査等は義務付けられていないが、事業者が入手可能な地域の自然的社会的状況に関する知見をもとに、客観的な判定が可能となるよう、**判定基準に照らした自己点検**において、**簡易な予測手法**により、**可能な限り環境影響の程度を定量的に把握し、その結果を記載することが望ましい**。

過去の審査会で助言があり、他の事業の概要書で記載されている予測項目等の例としては、以下のようなものがある。ある。

環境要素	具体的な手法
駐車場走行による騒音	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設供用後における施設敷地内の駐車場・車路の走行音が、施設敷地に近接する住居等に及ぼす影響の程度を予測する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測は、ASJ RTN-Model 2023に準拠し、駐車場付近から近接する住居等までの音の減衰の程度を予測する。 <p>【予測条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地内の走行速度、走行車両台数、音源の間隔、予測対象の住居等までの直線距離その他の予測条件を記載する。